

平成30年度 第8回 11月宇検村農業委員会定例総会議事録

※ 日 時 平成30年 11月26日(月) 午前 9時 から

※ 場 所 活性化センター 「結いの館」

※ 出席した委員

1. 渡委員 2. 坂井委員 3. 要委員 4. 春委員 5. 定岡委員
6. 重野委員 7. 時田委員 8. 石原委員

※ 欠席した委員

※ 出席した職員

松元産業振興課長、宝村参事兼課長補佐、正野主事、吉原主事補、推進員2名

議事日程

- ・開会の宣言 宇検村農業委員会事務局長 松元 五月 君
- ・会議の宣言 宇検村農業委員会会長 石原 将央 君
- ・日程第1 議事録署名委員の指名 2番 委員・3番 委員 を指名
- ・日程第2 会期の決定 平成30年11月26日(月)の1日間に決定

- ・日程第3 諸般の報告 『群島農業祭 in 徳之島について』

○議長

11月17日(土)から18日(日)にかけ徳之島での群島農業祭開催に伴い、産業振興課長他職員2名と出席してきました。大変盛大な祭りになったと思います。

また鳥獣事業関係でイノシシの解体から販売までを行う〇〇工房という施設を視察してきましたが、消費者が減少しているため、販売頭数を一時調整しているそうです。宇検村でもいずれはそういった施設の話が出るかと思いますが、慎重に検討した方が良いと感じました。諸般の報告は以上です。

- ・日程第4 協議事項 議案第10号 『農地法第5条申請について』

○議 長 議案第10号を議題に供します。事務局より議案の提案理由の朗読と説明をお願いします。

○事務局 はい、議案第10号につきまして提案理由の朗読と説明をいたします。（資料参照の上、説明）

申請者は□□さんです。申請地は☆☆地区一一番地です。現在こちらには観光施設が建っていますが、本人が5条申請制度を知らず建ててしまったため始末書を添付し今回の申請となりました。現地確認しましたが隣接した農地も見受けられませんし、周辺にも10haを越える農地もないため申請自体に問題は無いとの県の意向でした。許可要件は満たしていますが5条申請をする前に施設が完成しているので、県の見解としては手続き漏れという形で処理をする他ないとの事ですので始末書の添付を求めた次第です。

皆様のご審議の程よろしくお願いたします。

○議 長 因みにこの施設は、△△さんの宅地と教員住宅の間に建っています。

ただ今の報告の通り議案第10号につきまして質疑に入ります。質疑ございませんか。

○1 番 地区担当委員から何かないですか。

○4 番 遊休農地ではありましたが、元々この土地には何も栽培はされていなかったですね。

○事務局 そういった状況もありまして、本人にはこの場所が農地であるという認識が無かったようですね。それで施設を建てた後によくよく調べてみると農地であったと判明した次第です。

○4 番 私達の小さい頃から、すでにそこは広場のような感じでした。

○事務局 昔から農地としては利用されてなかったのですね。

○2 番 やはり施設を建てる前にこの場所がどういった土地なのか確認しなかったのは落ち度だと思います。

○議 長 建物を建てる前には必ず登記簿謄本は取り寄せると思いますので、農地であったとの認識はあったと思います。もう施設が建っていますから反対はしませんが、その手続きを怠った事は落ち度ですね。

○1 番 他の地区でもこういった事例が度々ありましたよね。

○議 長 この5条申請の手続き自体は特に難しい手順ではないので、やはり何か施設を建てる前に面倒がらず、しっかり手続きをしていただきたいですね。

○推進員 1 奄美市でも似たような事例がありまして、その時は建設途中で農業委員会から指摘があり、建てている建材全てを撤去しました。過去に全国で裁判となった判例で農業委員会が敗訴した事が多くありました。判決理由として途中で農業委員会が気づくことは当然であり、気づかなかった農業委員会にも落ち度があるとの事でした。我々農業委員会が普段のパトロールの中で気をつけていれば、そういった事例も未然に防げると思います。

○議 長 そうですね。始末書だけで済む話と思われてはいけませんので、やはり農業委員がそれぞれの担当地区の状況を日頃からしっかり把握し、気づいたらすぐに注意できるようパトロールの強化をお願いします。

○推進員 1 住宅など建築物を建てる前には土地の確認申請が行政の関係部署に上がるようになっていきます。農業委員会も事前に確認しながら関係部署と合意するという流れになっているはずですので、一度宇検村ではその流れがどうなっているか確認を取った方が良いでしょう。

○議 長 そうですね。関係部署からの許可がでないと建築できないのですから、確認申請が上がった段階で農業委員会もその土地の確認をする必要がありますね。では、事務局には今後その流れの確認をお願いしたいと思います。

ただ現金払いでの建設は届出をする必要がないので、そこは

難しい問題ですね。

○推進員 2 今の話の流れですと、農家さんが畑に作業小屋など建てる場合もその確認申請が必要となるのでしょうか。

○推進員 1 建坪数の規定があったと思います。確か法改正で坪数も増えたように思うのですが。

○議長 その辺りの確認についても事務局はよろしくお願いします。

○推進員 1 この始末書の申請先が県知事宛になっているのですが、どういう事ですかね。宇検村農業委員会宛ではないのですか。

○事務局 はい。宇検村農業委員会への権限移譲が未だなので、今回は農業委員会の意見書を添えて県の方へ提出することになっています。その上で県が審査する形になっています。

○推進員 1 やはり色々な案件を今後審査する上でも権限移譲はしておいた方が良いのではないですか。

○事務局 はい、そうですね。今までは権限移譲を考える程の案件が少なかったため権限移譲を保留にしていたのですが、やはりそういった案件も最近増えていますので、前向きに進めていきたいと思えます。

○議 長 他にございませんか。では質疑無しと認めます。
本案について許可する事に賛成諸君の挙手を求めます。

～ 全 員 挙 手 ～

○議 長 全員挙手でございます。 よって本案は許可する事に決定いたします。

・議案第11号

『農地法第3条申請（所有権移転）について』

- 議長 議案第11号を議題に供します。事務局より議案の提案理由の朗読と説明をお願いします。
- 事務局 はい、議案第11号につきまして提案理由の朗読と説明をいたします。（資料参照の上、説明）
申請者は◇◇さんです。◎◎地区―番地、▲▲地区―番地等、計4筆になります。申請許可後はここに現在植樹されているタンカン等を●●さんがそのまま管理されるという事です。
皆様のご審議の程よろしくお願いたします。
- 議長 ただ今の報告の通り議案第11号につきまして質疑に入ります。質疑ございませんか。
- 1番 場所は◎◎地区、▲▲地区ですね。
- 事務局 はい、そうです。
- 推進員1 確認ですが、管理される●●さんは農地を持っていなかったのですか。
- 事務局 農家台帳上にはない借地はあります。
- 議長 そこでは現在さとうきびを栽培されていますね。
- 2番 申請者の◇◇さんは亡くなられていますよね。
- 事務局 はい。そうですが、実は亡くなる数日前にこの申請が出され、この申請書は娘さんが持ってこられました。そういった経緯になります。
- 2番 はい、分かりました。
- 推進員2 ここではもう果樹類だけを栽培されるのですか。

申請者は(株)★★農産です。申請地は▽▽地区一―番地他、計4筆になります。当人間での合意は取れていますので、皆様のご審議の程よろしくお願ひいたします。

○議 長 ただ今の報告の通り議案第12号につきまして質疑に入ります。質疑ございませんか。

○1 番 この場所は私の畑の隣になりますが、畑としていつでも農業が始められる状態に戻しています。私もその1筆に今後はらっきょう、キュウリなどを栽培予定です。

○議 長 契約期間が終了したためなのか確認は取れていませんが解約申請という事ですね。

○1 番 この中の1筆を以前集落で借りていた時、ゲートボール場の一部として利用されていた事があり白砂が混じっています。そこで返却の際に農業出来る状態に戻しましょうか、と所有者に提案しましたが集落に迷惑が掛かるからと辞退されました。この場所を誰かが借りたいと思っても農業には適していません。

○議 長 他にございませんか。では質疑無しと認めます。
本案について許可する事に賛成諸君の挙手を求めます。

～ 全 員 挙 手 ～

○議 長 全員挙手でございます。 よって本案は許可する事に決定いたします。

・ 日程第5 その他 『事務局よりの連絡・報告等』

- ・農地中間管理機構の事業説明について
- ・地籍調査に伴う地目変更について

・カラス被害対策について

○議長

他にございませんか。 無いようですので本日の日程は全部、終了しました。

これをもって平成30年度第8回11月宇検村農業委員会定例総会を閉会します。 お疲れ様でした。